

2020年4月8日
新昭和グループCEO 松田 芳彦

緊急事態宣言に対する新昭和グループの対応について

令和2年4月7日、一都三県を含む7都府県に、5月6日までを期間として、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が宣言されました。

緊急事態宣言において言及されている協力要請も踏まえ、新昭和グループとしては、これまでの取り組みに加え、当グループのガイドラインに則って、下記の通り対応することとしましたので、お知らせいたします(各社個別の取り組みについては、各社からお知らせいたします。)

1. 勤務について

- ① 職場に出勤することは、外出自粛等の要請からは除かれていますが、新昭和グループでは、在宅勤務(テレワーク)を推進します。
- ② 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自家用車・自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を推進します。
- ③ 「テレワーク」と「出社日(出社時間)の指定」を組み合わせる『交代勤務制』を導入することによって、職場に存在する従業員の数を減らす取組を推進します。

2. 職場での取り組み

(1) 感染防止のための取組について

感染経路の中心は飛沫感染(咳やくしゃみで散った飛沫を直接吸い込んだり、飛沫が目に入ったりすること。)及び接触感染(ウイルスがついた手指で口や目、鼻を触ること。)であって、一般的な状況下では、呼気では感染しないとされています。しかし、閉鎖空間において、近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

(2) 具体的な対策について

① 手指の洗浄・消毒の励行

施設内に消毒用アルコール製剤を設置し、手指の洗浄・消毒を徹底します。

② 咳エチケットの遵守

接客・来客時であるか否かを問わずマスク着用を義務付けるなど、咳エチケットを遵守します。

③ 換気の励行

定期的に職場・打ち合わせスペース等事業場内の換気を励行します。

④ 発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛

出勤前の体温計測を義務付け、37.5度以上の熱がある場合及び熱がなくても、のどの痛み、咳、倦怠感等風邪症状がみられる場合は、出勤を自粛します。また、本人だけではなく、同居の家族に熱や風邪症状がある場合には、同様に出勤を自粛します。

⑤ 外出による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等

お客様や取引先様との打ち合わせも、対面ではなく、ビデオ会議を活用します。

⑥ 『三つの密』を避ける行動の徹底

「密閉空間」(換気の悪い密閉空間)、「密集場所」(多くの人が密集している場所)、「密接場面」(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面)という3つの条件(以下「三つの密」という。)のある場を徹底的に避けるようにします。

3. 外出自粛要請について

① 不特定多数の人を集めるイベントや「三つの密」のある集まりについては、開催を自粛します。

② 従業員に対し、現にクラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等については、強く外出を自粛するよう促すとともに、まん延の状況や人の移動の実態等を踏まえ、緊急事態宣言域内のみならず、域外への外出も自粛するよう促します。

新昭和グループは、政府・自治体の方針や行動計画等に基づき、今後も感染拡大防止に努めるとともに、適切な事業継続を図ってまいります。何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上